



資料 1

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けた課題について (資格確認書・資格情報のお知らせの取扱い等について)

令和6年5月20日 令和6年度第1回国民健康保険協議会専門部会（資格）

神奈川県医療保険課

Kanagawa Prefectural Government

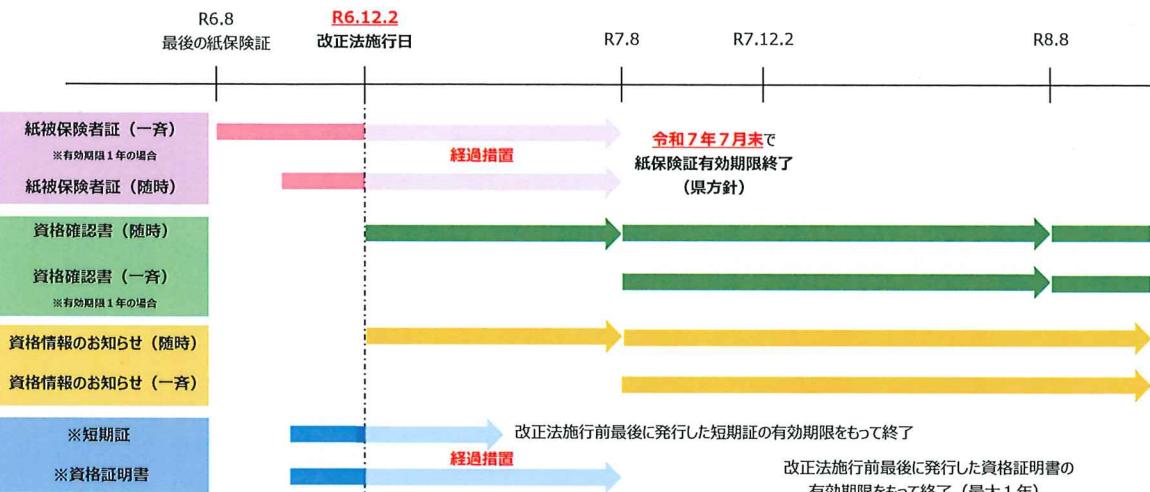
目次

1. これまでの国・県方針の整理
2. 「資格確認書」の職権交付の範囲について
3. 「資格情報のお知らせ」の運用について
4. マイナ保険証保有者の国保資格喪失・取得（社保加入・離脱の場合）の際の手続きについて
5. 今後について

Kanagawa Prefectural Government

1. これまでの国・県方針の整理

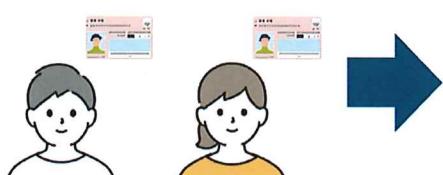
マイナ保険証移行に伴う各証の交付等スケジュール



2

1. これまでの国・県方針の整理

マイナ保険証保有者



資格情報のお知らせ

交付対象者

- マイナンバーカードに健康保険証登録を行っている方
- 様式の規格
- A4サイズ（右下をマイナンバーカードと持ち歩けるよう切り取り様式有）
- 有効期限
- 70歳以上の人（高齢受給者）のみ設定 **要検討（今回議題）**
- 発送方法
- 要検討（今回議題）**

マイナ保険証非保有者



資格確認書（下線部昨年度協議・方針通知済み）

交付対象者

- マイナンバーカードを持っていない方、健康保険証登録をしていない方等
- 申請によらない職権交付の範囲は**要検討（今回議題）**

有効期限

- 保険者ごとに1年若しくは2年とする

記載事項

- 必須記載項目のみ

発送方法

- 簡易書留または特定記録郵便

様式の色・規格

- 現在の被保険者証と同等とする（推奨色は次回7年度提示予定）

※ 令和6年12月2日以降随時加入者から適用。
初回の一斉交付は令和7年8月～

3

2. 「資格確認書」の職権交付の範囲について

資格確認書の全件交付について（案）

資格確認書の全件交付（マイナ保険証保有者も含めた全ての被保険者に資格確認書を交付）は、**行わない方針**とする。

理由は、昨年度に実施した意見照会や専門部会での意見等を踏まえ、以下のとおり。

【理由】

- ・改正法施行後も、実態上は被保険者全員が紙の保険証を持つこととなり、マイナ保険証へ移行する（紙の健康保険証を廃止する）という改正法の趣旨に反する
- ・資格確認書の交付を、マイナ保険証を持たない方のみとすることで、資格確認書の発行・交付に係る経費（人件費、印刷費、郵送料）等を削減できる
- ・厚生労働省においてこの間、資格確認書の交付は「マイナ保険証を持たない方」とアナウンスしていることから、すでにマイナ保険証を使用している被保険者へも届くことによって、混乱やトラブルの原因となるおそれがある

Kanagawa Prefectural Government

4

2. 「資格確認書」の職権交付の範囲について

資格確認書の全件交付について（案）

全件交付の議論は、

「相次ぐトラブル（オン資の不具合・負担割合相違等）や不透明なシステム改修内容により
被保険者が自身の資格に基づく保険診療を受けられない事態を防ぐべきではないか」

という観点から行ったもの

以下の取組により、確実に保険診療を受けられるようにする

医療機関等においてオン資を受けることができない場合の対策

- 国の通知に基づき医療機関等で申立書による対応を行うことで、10割負担を防ぐ
- 中間サーバーと保険者システム間での負担割合情報をチェックする仕組みの導入

➢ 導入後は、相違事象についてのチェックを行う

マイナ保険証を保有していても資格確認書の交付を希望する場合（要配慮者等）の方法

- 資格確認書の交付申請が必要であるとの周知徹底を行う

マイナ保険証を持たない方への確実な交付を

- 次頁からの協議事項である職権交付の範囲に基づき交付

Kanagawa Prefectural Government

5

2. 「資格確認書」の職権交付の範囲について

第176回国社会保障審議会
医療保険部会資料（抜粋）

資格確認書の切れ目のない交付について

第174回国社会保障審議会
医療保険部会（令和6年1月19日）
資料1・一部更新（赤字）

健康保険証の廃止に際しては、マイナ保険証を保有しない方に、申請によらず資格確認書を発行することとしている。今後、必要なシステム改修等を実施し、以下のA～Cの方々などについて、申請によらず資格確認書を交付する。

A マイナンバーカードを取得していない方、健康保険証の利用登録をしていない方

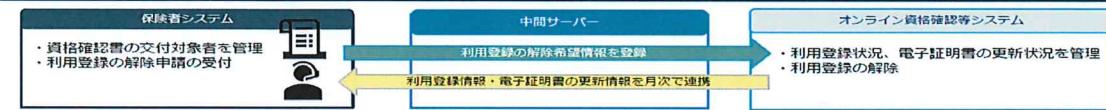
- 実施機関（社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険中央会）は、オンライン資格確認等システムから対象者情報を月次で保険者へ連携 【令和6年10月頃～】
- 保険者は対象者に資格確認書を交付

B マイナンバーカードの健康保険証利用登録を解除した方

- 利用登録の解除申請は保険者が受け付けることとする。【令和6年10月頃～】
- 申請を受け付けた保険者は申請者に資格確認書を交付するとともに、医療保険者等向け中間サーバーを通じて対象者情報をオンライン資格確認等システムへ連携。
- 申請から一定期間経過後（中間サーバーにおける申請受付の翌月末を想定）にオンライン資格確認等システムにおいて利用登録を解除。

C 電子証明書の更新を失念した方・マイナンバーカードを返納した方

- オンライン資格確認等システムから対象者情報を月次（返納者情報は日次）で保険者へ連携 【令和6年10月頃～】
- 保険者は対象者に資格確認書を交付
 - ※ 電子証明書の更新を失念した方について、有効期限から3ヶ月間は手元にあるマイナンバーカードを活用して資格確認を可能とする予定。
 - ※ カードの返納者に対しては、返納手続の際に資格確認書の申請を併せて案内。



(注) 施行後最大1年間、現行の保険証が使用可能な方には、その間は、資格確認書を交付しない運用を想定。

10

6

2. 「資格確認書」の職権交付の範囲について

資格確認書の職権交付の範囲について（案）

12/2以降 隨時・月次交付

6ページ国資料のシステム対応がなされることを前提に整理。システム対応の状況によっては、別途協議する。

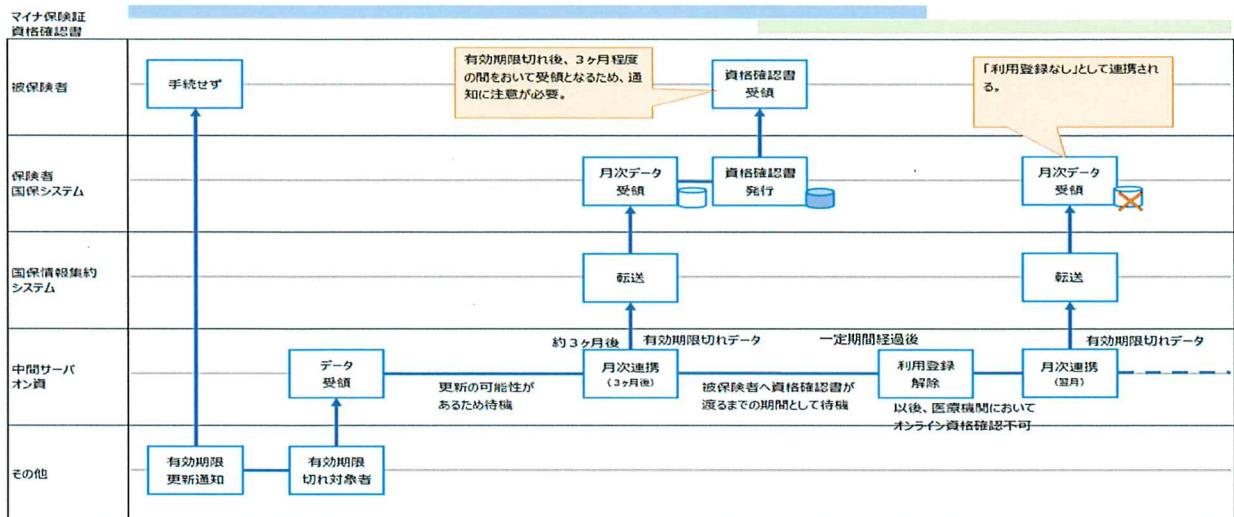
- ◆ 新規資格取得者
 - マイナ保険証の有無を確認し、保有していない場合は交付
- ◆ 健康保険証の利用登録解除申請者 及び マイナンバーカード返納者
 - 解除申請及び返納の際に併せて資格確認書を交付（マイナカード所管課と連携）
- ◆ 70歳到達の方でマイナンバーカードを取得していない者、健康保険証の利用登録をしていない者
 - 紙の被保険者証の際と同様に月次で交付
- ◆ 電子証明書の更新を失念した者（社保審資料C）
 - 月次連携となる予定
- ◆ マイナンバーカードを紛失した者 及び 健康保険証の利用登録をしているが、資格確認書の交付を希望する者（要配慮者など）
 - 交付申請により交付、要配慮者の場合は、次回以降職権交付のできるフラグを立てる

※ 紙保険証の経過措置期間で、有効な紙保険証を保有している場合は、紙保険証を利用いただく形で差し支えない。

7

2. 「資格確認書」の職権交付の範囲について

令和5年12月22日
国保中央会ベンダー向け説明会資料（抜粋）



Kanagawa Prefectural Government

8

2. 「資格確認書」の職権交付の範囲について

資格確認書の職権交付の範囲について（案）

6ページ国資料のシステム対応がなされることを前提に整理。システム対応の状況によっては、別途協議する。

初回一斉交付時（令和7年8月）

- ◆ マイナンバーカードを取得していない者、健康保険証の利用登録をしていない者（社保審資料A）
- ◆ マイナンバーカードの健康保険証利用登録を解除した方（社保審資料B）
- ◆ 電子証明書の更新を失念した者、マイナンバーカードを返納した者（社保審資料C）
- ◆ DV被害者などでマイナポータルや医療機関等で自己情報が閲覧できない設定の者

2回目以降 一斉交付時

- ◆ 初回一斉交付時の範囲 + 要配慮者等の次回以降職権交付フラグを立てた者

Kanagawa Prefectural Government

9

3. 「資格情報のお知らせ」の運用について

「資格情報のお知らせ」の運用について（案）

有効期限

- ◆ 在留期限のある外国人、マル学の方など、通常証より短い有効期限を設定する場合の被保険者については、有効期限を記載する。
- ◆ その他は、国事務連絡のとおり、70歳以上の方のみ有効期限等を記載することとし、新規加入時や資格情報に変更等があった場合に新たなお知らせを交付することとする。

※ 「資格情報のお知らせ」の発行の趣旨は、マイナ保険証の券面からは資格情報が読み取れることから、紙の保険証からの移行時や資格取得時に、マイナ保険証保有者が自身の資格情報を把握することができるようになるものである。

- オンライン資格確認が困難な場合、医療機関等において「資格情報のお知らせ」とマイナンバーカード2つの提示で資格確認できるが、マイナ保険証保有者の資格確認の原則はマイナ保険証ないしマイナポータルでの確認であり、極めて例外的な取扱いといえる。
- 従って、受診に際し「資格情報のお知らせ」とマイナンバーカードの2つの提示が必要であることの意識付けにつながるような、有効期限を設けたこまめな送付は、保険者負担軽減の視点も踏まえ、行わない。

別添21 参考例

資格情報のお知らせ

(交付者名)
(保険者番号)

あなたの加入する医療機関の資格情報を下記のとおりお知らせします。
なお、このお知らせのみでは受けできません。

記号	000	番号	00000000 (桂音) 00
氏名	佐藤 大郎		
フリガナ	サトウ ダイリ		
負担組合（70歳以上の記載）	○割		
適用開始年月日	平成30年0月0日		
交付年月日	令和5年0月0日		

※ 70歳以上の場合は、負担組合のほか、有効期間、発行料額も記載。（下部の「お問い合わせ用紙も同様）
スマートフォンをお持ちの方は、以下のQRコードをマイナポータルにログインすることで、
ご自身の医療機関の資格情報を確認することができます。ぜひ活用ください。

- マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら -



マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合について、スマートフォンの資格情報画面
をマイナ保険証とともに医療機関等の交付で提示することで受けいただけます（スマートフォンをお
持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の交付で提示することで受け
いただけます）。

下部を切り取って利用いただけます (お問い合わせ用紙も同様)
資格情報のお知らせ
令和5年0月0日発行 (桂音) 00 (桂音番号)
記号 000 番号 00000000 (桂音) 00
氏名 佐藤 大郎 負担組合 ○割 (70歳以上の記載)

10

3. 「資格情報のお知らせ」の運用について

「資格情報のお知らせ」の運用について（案）

発送方法

- ◆ 国保はこれまで送付物が世帯単位で送付されていたことを踏まえ、受け取り手となる被保険者に混乱が生じないようにするという観点から、原則は、「資格情報のお知らせ」及び「資格確認書」を世帯単位で同封し、簡易書留または特定記録にて送付することとする。

- ◆ ただし、保険者ごとのシステムでの出力状況や人員体制・委託状況等により、誤送付のリスクや負担が大きい場合には、同封せず、「資格情報のお知らせ」及び「資格確認書」それぞれでの送付も差し支えないこととする。
(「資格情報のお知らせ」を国保全世帯に一斉にお送りする運用は、令和7年8月の交付のタイミングのみである。)
※ なお、資格情報のお知らせを単独で送付する場合には、普通郵便での送付も可とする。

別添21 参考例

資格情報のお知らせ

(交付者名)
(保険者番号)

あなたの加入する医療機関の資格情報を下記のとおりお知らせします。
なお、このお知らせのみでは受けできません。

記号	000	番号	00000000 (桂音) 00
氏名	佐藤 大郎		
フリガナ	サトウ ダイリ		
負担組合（70歳以上の記載）	○割		
適用開始年月日	平成30年0月0日		
交付年月日	令和5年0月0日		

※ 70歳以上の場合は、負担組合のほか、有効期間、発行料額も記載。（下部の「お問い合わせ用紙も同様）
スマートフォンをお持ちの方は、以下のQRコードをマイナポータルにログインすることで、
ご自身の医療機関の資格情報を確認することができます。ぜひ活用ください。

- マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら -



マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面
をマイナ保険証とともに医療機関等の交付で提示することで受けいただけます（スマートフォンをお
持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の交付で提示することで受け
いただけます）。

下部を切り取って利用いただけます (お問い合わせ用紙も同様)
資格情報のお知らせ
令和5年0月0日発行 (桂音) 00 (桂音番号)
記号 000 番号 00000000 (桂音) 00
氏名 佐藤 大郎 負担組合 ○割 (70歳以上の記載)

11

4. マイナ保険証保有者の国保資格喪失・取得（社保加入・離脱の場合）の際の手続きについて

国保資格喪失・資格取得時の確認書類について（案）

資格喪失	<input type="radio"/> ○ 資格情報のお知らせ または 資格確認書 <input type="radio"/> 資格取得証明書（社保） <input type="radio"/> 資格取得・喪失連絡票（社保） <input type="radio"/> 個人番号による情報連携 <input type="radio"/> 勤務先事業所への確認 <input type="radio"/> ○ マイナンバーカード+マイナポータル資格画面（上記のいずれでも確認できない場合） <input type="radio"/> ○ 資格重複状況結果一覧ファイル（上記のいずれでも確認できない場合）
資格取得	<input type="radio"/> 資格喪失証明書（社保） <input type="radio"/> 資格取得・喪失連絡票（社保） <input type="radio"/> 個人番号による情報連携 <input type="radio"/> 勤務先事業所への確認 <input type="radio"/> ○ マイナポータル資格画面

Kanagawa Prefectural Government

12

5. 今後について

- 本日いただいた意見をとりまとめ、
令和6年6月7日（金）に開催予定の国保協議会
において最終方針案を提示
 - 最終案提示後、再度意見照会を実施
 - 再度の意見照会を踏まえた県方針案を提示
- ※ 繼続協議とすべき案件については、継続協議

Kanagawa Prefectural Government

13

神奈川県
http://www.pref.kanagawa.jp/

資料 2

短期証・資格証明書の廃止に伴う 滞納者対策について

令和6年5月20日
神奈川県健康医療局保健医療部医療保険課
保険者指導グループ

Kanagawa Prefectural Government

目次

- 短期証・資格証明書について（現行）
- 特別療養費の支給に変更する旨の事前通知について
- 市町村事前アンケート結果
- 今後の対応・課題等について

国保の短期証・資格証明書について（現行）

参考：国保の短期被保険者証、資格証明書の仕組み（現行）

- 国民健康保険は、被保険者全体の相互扶助で成り立つものであり、保険料の収納の確保は、制度の維持や被保険者間の負担の公平の観点から重要。滞納者に対しては、滞納処分も含めた適切な収納対策を講じる必要。
- 国民健康保険料は、毎月の給与から天引きされる健康保険料とは異なり、自主的な納付が必要であり、保険料の滞納が生じやすい。このため、「短期被保険者証」「資格証明書」を交付し、滞納者との納付相談の機会の確保など、実効ある収納対策を実施できるようにしている。

制度概要	
短期被保険者証 (交付世帯数：48万) ※令和3年6月時点 ※全世界帯数：1724万（令和2年度時点）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村は、保険料滞納者に対して、<u>短期の有効期間を設定した「短期被保険者証」</u>を交付できる。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 医療機関等の窓口で提示すれば、通常の一部負担金で受診することが可能。 ※ 有効期間は個々の滞納世帯の状況に応じ、保険者が決定。（例：6ヶ月、3ヶ月、1ヶ月など）
被保険者資格証明書 (交付世帯数：9.9万) ※令和3年6月時点 ※昭和61年の導入時は、保険者の数量による選用。介護保険制度の導入に伴い新たに介護保険料の削減も必要となつたこと等から、平成12年から、法律上一定の要件に該当した場合は発行する義務を設けた。 ※後期高齢者医療制度も同様の制度があるが、原則として交付しない運用（発行実績なし（令和3年9月末時点））	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村は、保険料を納付することができない「特別の事情」がないにもかかわらず、原則1年以上保険料を滞納している者に対して、<u>被保険者証の返還を求める</u>（返還を求められた世帯主は被保険者証の返還義務あり）、「<u>資格証明書</u>」を交付する。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 特別の事情（政令で規定） <ul style="list-style-type: none"> ・世帯主の財産が災害又は盗難にあった ・世帯主等が病気又は負傷した ・世帯主が事業を廃止又は休止した ・世帯主の事業に著しい損失があった 等 ※ 医療機関の窓口で医療費を全額支払った後、保険者に保険給付分の償還払いを申請できる。

Kanagawa Prefectural Government

出典：令和5年6月29日社会保障審議会医療保険部会（第165回）資料抜粋

2

特別療養費の支給に変更する旨の事前通知について

特別療養費の支給までの滞納対策（案）

未定稿

- 「マイナンバー法等の一部改正法案」（3月7日閣議決定）では、特別の事情がないにもかかわらず、1年を経過して保険料を滞納している場合に、償還払いとなる「特別療養費の支給」に変更する旨の事前通知を行った上で、特別療養費の対象とする旨の規定を整備している。
- この事前通知の際の要件として、保険者が保険料の納付の勧奨や相談等の保険料の納付に資する取組を行うことを、法律上明確に位置付けており、これにより、これまでと同様、滞納者との十分な接觸の機会の確保を図ることとしている。
- 短期証や資格証明書の交付については、厚労省の通知に基づき、保険者毎に様々な運用が行われてきた。今般の保険証・短期証の廃止を受け、また、以後、保険料水準の統一に向けた取組を加速化する中で、被保険者間の公平性を確保（※）した上で、滞納者と適切に接觸しながら、保険料の滞納対策を進めていくことがより重要となる。このため、改正法案の委任規定に基づく省令で①から④の取組を規定した上で、国において特別療養費の支給までの事務フローを作成し、市町村に提示することを検討。
- ※ 保険料水準の統一を推進する観点から、県内統一の認明証・資格証明書の交付基準を検討している都道府県もある。

① 納付勧奨通知の送付

- ・納定期限が経過した後、①滞納が継続すれば、特別療養費の支給対象となりうる旨、②日時を指定して、保険料の減免や分割納付の相談のために来庁を促す旨などを記載した納付勧奨通知を送付。（1回目）
- ・特段の反応がなく保険料の滞納が1年以上継続した場合には、①特別の事情等の届出、②弁明書（不利益処分となるため弁明の機会の付与が必要）を併せて同封し、再度納付勧奨通知を送付。（2回目）
- ・納付勧奨通知を2回送付してもかかわらず、なお、何ら反応がない場合には、一定の期間までに納付相談に訪れず、かつ、その日までに未納保険料を納付しない場合には、当該日付で特別療養費の支給に切り替わる旨を記載した納付勧奨通知を送付。（3回目）

② 電話督促、戸別訪問

- ・徴収強化期間等に電話督促を実施。
- ・被保険者の住所のほか、居住先の大字や給与所得者の勤務先等を訪問。
- ※ 被保険者と連絡が取れない等の場合は、民生委員、福祉・介護関係者等と連携し、生活状況等を把握した上で実施。

③ 納付相談の機会の確保

- ・高齢療養費等の保険給付や他の公金等の支給時（税・福祉・住宅等の課と連携）に接觸を図る
- ・分割納付や保険料の減免・徴収猶予の相談、納付計画の作成、納付誓約書の提出の求め
- ・徴収強化期間の休日等に窓口を開設

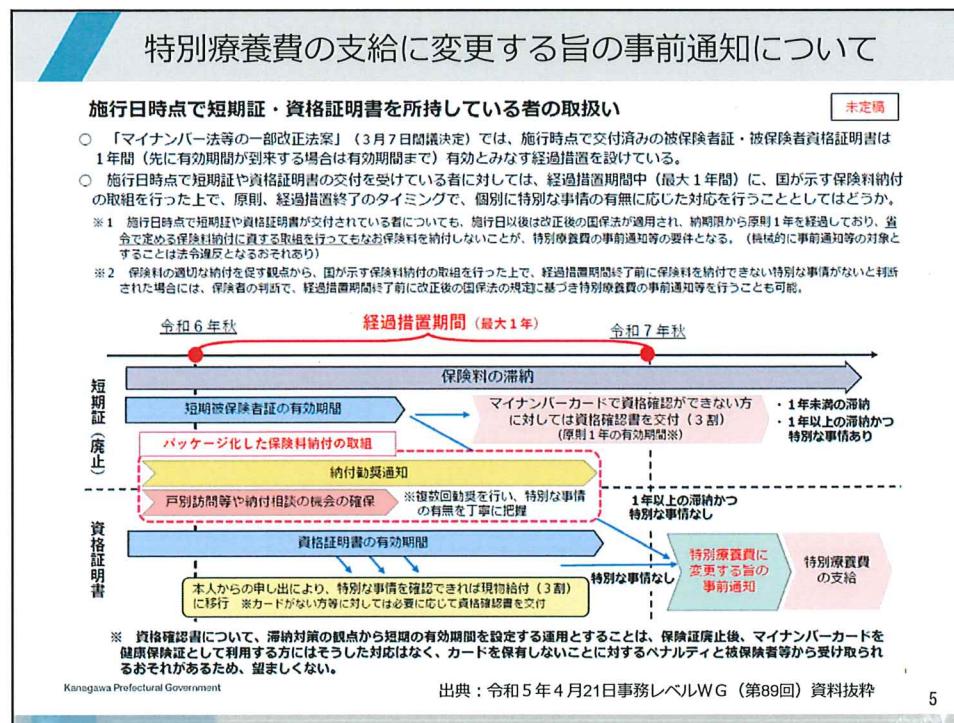
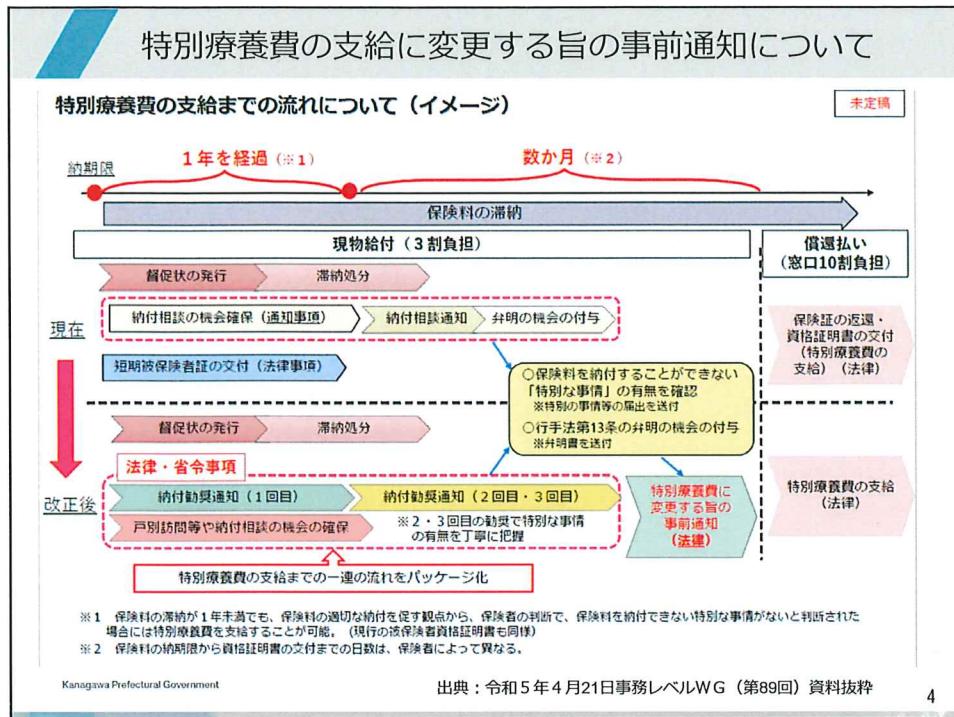
④ 収入・資産等の把握（金融機関への預貯金調査等）

- ・保険料の納付のため十分な収入・資産等がないか把握し、預貯金等があれば差押予告を送付（滞納処分の実施）

Kanagawa Prefectural Government

出典：令和5年4月21日事務レベルWG（第89回）資料抜粋

3



特別療養費の支給に変更する旨の事前通知について

滞納者への納付の督促、滞納処分に係る規定（抜粋）

○ 地方自治法（昭和33年法律第192号）

（督促、滞納処分等）

- 第二百三十二条の三 分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。
- 2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合には、条例で定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。
 - 3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入（以下この項及び次条第一項において「分担金等」という。）につき第一項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該分担金等並びに当該分担金等に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
 - 4 第一項の歳入並びに第二項の手数料及び延滞金の還付並びにこれらの徴収金の徴収又は還付に関する書類の送達及び公示送達については、地方税の例による。

※ 督促の際には、期限を指定した上で、督促状を発することとなっている。

○ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

（滞納処分）

- 第七十九条の二 市町村が徴収する保険料その他この法律の規定による徴収金は、地方自治法第二百三十二条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。

Kanagawa Prefectural Government

出典：令和5年4月21日事務レベルWG（第89回）資料抜粋

6

特別療養費の支給に変更する旨の事前通知について

特別療養費の支給に係る規定（抜粋）

○ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

※ マイナンバー法等の一部改正法案において、国民健康保険法を改正し、特別療養費の支給に係る規定を新設する。

（特別療養費）

第五十四条の三 市町村及び組合は、保険料を滞納している世帯主（…）又は組合員（…以下この条において「保険料滞納世帯主等」という。）が、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に、当該市町村又は組合が当該保険料の納付の勧奨及び当該保険料の納付に係る相談の機会の確保その他厚生労働省令で定める保険料の納付に資する取組（…「保険料納付の勧奨等」という。）を行つてもなお当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、当該世帯に属する被保険者（…）が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、その療養又は指定訪問看護に要した費用について、療養の給付又は入院時食事療養費等（…）に代えて、当該保険料滞納世帯主等に対し、特別療養費を支給する。

2 市町村及び組合は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過する前ににおいても、当該市町村又は組合が保険料納付の勧奨等を行つてもなお保険料滞納世帯主等が当該保険料を納付しない場合においては、その世帯に属する被保険者が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、その療養又は指定訪問看護に要した費用について、療養の給付等に代えて、当該保険料滞納世帯主等に対し、特別療養費を支給することができる。ただし、同項の政令で定める特別の事情があると認められるときは、この限りでない。

3 市町村及び組合は、第一項又は前項本文の規定により特別療養費を支給するときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、保険料滞納世帯主等に対し、その世帯に属する被保険者が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、特別療養費を支給する旨を通知するものとする。

Kanagawa Prefectural Government

出典：令和5年4月21日事務レベルWG（第89回）資料抜粋

7

特別療養費の支給に変更する旨の事前通知について

4. 特別療養費の支給に変更する旨の事前通知等について

健康保険証の廃止に伴い、長期にわたる保険料滞納者に対する保険料の納付を促す取組として、これまで行われてきた被保険者資格証明書（現物給付を特別療養費の支給（償還払い）に変更）の交付に代えて、特別療養費の支給に変更する旨の事前通知を交付する。

なお、事前通知の仕組みにおいても、現行の被保険者資格証明書と同様、機械的な運用を行うことなく、保険料の納付に資する取組や特別の事情の有無の把握等を適切に行つた上で通知することとしているが、**運用の詳細等は、別途お示しする予定**である。

本事前通知等の参考例については、[別添22 を参照のこと。](#)

出典：令和5年12月22日付け厚生労働省保険局国民健康保険課
事務連絡「資格確認書の様式等について」抜粋

Kanagawa Prefectural Government

8

特別療養費の支給に変更する旨の事前通知について

別添22 参考例

特別療養費の支給に係る事前通知書

令和〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 様

〇市（区・町・村・組合）長

国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）第五十四个方面第一項又は第二項の規定に基づき、被保険者の下記被保険者に対しては、下記の日付より、療養の給付等に代えて、特別療養費を支給することとなります。あらかじめお知らせします。

記

1 特別療養費の支給対象者

氏名	住所	生年月日

2 日付

令和〇年〇月〇日

<注意事項>

- ① 特別療養費の支給対象者は、医療機関等の窓口で医療費を全額支払っていただきます。後日、申請を行うことで、支払った額から一部の扣金相当額を控除した額の給付を受けることができます。
- ② 他の手当に該当するに至った場合は、特別療養費の支給を終了し、療養の給付等を行います。
- ・専用の保険料（税）を納めたとき
- ・災害その他の特別な事情が生じたとき
- ・被保険者の自己主張及び社会生財を結合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百三号）の改正次第の障害の公費負担並営を受けることができるに至ったとき

Kanagawa Prefectural Government

療養の給付等に係る事前通知書

令和〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 様

〇市（区・町・村・組合）長

国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）第五十四条の三第四項の規定に基づき、被保険者の下記被保険者に対しては、下記の日付より、療養の給付等を行うことになります。あらかじめお知らせします。

記

1 療養の給付等を行う対象者

氏名	住所	生年月日

2 日付

令和〇年〇月〇日

<注意事項>

- 療養の給付等を行う対象者は、医療機関等の窓口で自己負担割合相当分（3割又は2割）を支払っていただきます。

9

市町村事前アンケート結果

【質問 1】資格証明書の発行について

現行の国民健康保険法第9条第3項～第6項の規定に基づいて、この回答時に、現に有効な被保険者資格証明書の交付をしていますか。

(集計結果)

①発行している	②発行していない
13	20

市町村事前アンケート結果

【質問 2】今後の資格証明書の取扱いについて

資格証明書の発行している市町村にお聞きします。

令和6年12月2日以降、新規に資格証明書を交付することができなくなることから、今後、現に有効な資格証明書も含め、資格証明書の発行を段階的に縮小（新規発生件数を圧縮）していくことが考えられますが、どのような対応を考えていますか。方針や考え方などがあれば、お答えください。

【主なご意見】

- ・従前からの滞納対策によって発行件数を抑制していくことが重要と考えているため、今回の法改正によって特別な対応をすることはない。
- ・資格証明書の発行を段階的に縮小することは考えていないが、滞納整理を着実に進めることで対象者を減少させるよう努める。
- ・現時点で新規の資格証明書は交付しておらず、段階的に縮小している。
- ・当町では、令和5年8月1日以降に交付した資格証明書の有効期限は令和7年7月31日となっている。現状では、国の事務フロー提示後に対応方法を検討予定。

市町村事前アンケート結果

【質問3】「特別な事情」の把握について

法第9条第3項に該当する長期滞納者がいても「特別な事情」があると認められる場合は資格証明書の発行対象外とされていますが、貴市町村において「特別な事情」をどのように把握されているか（財産調査など）をお答えください。

【主なご意見】

- ・滞納者との納税相談、財産調査等により把握。
- ・要綱に基づき、「国民健康保険被保険者証返還請求予告通知書」と「国民健康保険被保険者証返還請求書」を通知し、2度の「特別の事情に関する届」を行う機会を与えており、また、資格証明書の発行後については、納税相談の際に生活状況や病気（がんなどの疾病）などの状況を聞き取り、特別な事情を把握している。
- ・収入が著しく減少し、国民健康保険税を一括して納付することにより生計の維持が困難となり、分納納付を継続的に履行していること。不慮の事故等により、国民健康保険税の納付が困難となったこと。

市町村事前アンケート結果

【質問4】改正法に基づく特別療養費の取扱いについて

令和6年12月2日以降の特別療養費の支給について、現に資格証明書の有効期限内であっても、改正法及び政省令に基づく手続き等を経る必要があります。その手続き等について、会議資料等で厚生労働省の考え方方が示されていますが、具体化にあたっての障害など、ご意見をお聞かせください。

【主なご意見】

- ・令和6年12月2日以前に資格証明書が交付されている世帯は法改正前に特別療養費の支給対象であることから、法改正後も特別療養費の支給対象であるべきと解釈する。この場合は、法施行後に特別療養費の支給に関する事前通知は要さないと判断するべき。
- ・特別療養費に変更する旨の事前通知を送付する前の三度にわたる勧奨通知の送付については、回数等検討の余地があるのではないか。
- ・電話督促、戸別訪問、勤務先訪問、民生委員等との連携、休日窓口の開設などが全て必須要件なのか、いずれかを実施すればよいのかで、事務負担が大きく異なる。
- ・滞納者への督促等の主管課と国民健康保険主管課が別であるため一体的の実施が困難。

市町村事前アンケート結果

【質問5】短期証の発行について

現行の国民健康保険法第9条第10項の規定に基づいて、この回答時に、現に有効な短期被保険者証（以下、「短期証」）の発行をしていますか。

（集計結果）

発行している	発行していない
28	5

【質問6】短期証の発行について

法第9条第10項の短期証に係る規定が廃止され、令和6年12月2日以降、新規に短期証を発行することができなくなることから、短期証を活用した納付折衝機会の確保が困難になりますが、貴市町村では、これに代わる対策についてどのように考えていますか。

（集計結果）

①考えている	②特に考えていない	③これから検討する
7	5	21

Kanagawa Prefectural Government

14

市町村事前アンケート結果

【質問7】短期証に代わる滞納者対策の具体的な取り組み内容

短期証に代わる滞納者対策（滞納者との折衝機会の確保）について具体的にどのような取り組みを考えているか、以下の回答欄に記入してください。

【主なご意見】

- ・短期証の発行有無は収納率には影響ないと考える。より効果的に収納率を向上させるため、財産調査に基づいた滞納処分中心の収納対策を行う。
- ・効率的に財産調査を行い、差押および執行停止による滞納処分を強化するため、電子照会による財産調査の導入を検討している。
- ・短期証の発行事務がなくなることによって、生み出された時間を活用し、従前の電話、文書、訪問による催告のほか、財産調査、差押などの収納対策の事務量を増やす。
- ・電話や催告書での折衝機会を増やす。
- ・税務主管課との連携強化。

Kanagawa Prefectural Government

15

市町村事前アンケート結果

【質問8】短期証に代わる滞納者対策を実施しない理由

短期証に代わる滞納者対策（滞納者との折衝機会の確保）を特に考えてない理由について、以下の回答欄に記入してください。

【主なご意見】

- ・滞納処分又は執行停止による滞納整理を徹底することで、滞納者の減少を図る方針であるため。
- ・現時点では短期証の発行による折衝機会の確保には効果が認められないため、短期証に代わる滞納者対策は考えていない。
- ・人的要因もあり難しい部分もあるが、短期証に代わる滞納者対策としてではなく、そもそも滞納処分に力を注ぐ必要があると考えている。
- ・既に他の滞納者対策は可能な限り実施しており、短期証廃止後に新しい有効な対策はないと考えられるから。

Kanagawa Prefectural Government

16

市町村事前アンケート結果

【質問9】実務上の課題、ご意見等について

短期証・資格証明書の廃止に伴う滞納対策について、実務上の課題、ご意見等がありましたら、以下の回答欄にご記入ください。

【主なご意見】

- ・本市では短期証・資格証明書の発行基準を見直し、財産調査の結果、「特別な事情」がなく、財産がありながら納付しない悪質な滞納者について資格証明書を発行するとしている。そうした方針は改正法に規定する「特別療養費」についても同様の取り扱いを想定している。
- ・「特別療養費の支給に変更する旨の事前通知」の交付要件や、滞納者の呼び出し対象となる条件を明確に示す必要がある。例えば、神奈川県内での統一された運用方式があれば近隣市との運用の相違がなくなり対象者の線引きも分かりやすくなるのではないか。また、収納担当課が一斉催告等を送付する際に、国保税に関する通知（特別療養費に関する制度周知等）も併せて同封し送付する新たな運用やその対象者の選定方法などの検討等、担当課間の密な連携、情報共有が今まで以上に必要になると想定している。

Kanagawa Prefectural Government

17

市町村事前アンケート結果

～前ページからの続き～

- ・国が示す特別療養費の支給までの滞納対策（案）について、法律・省令で規定しパッケージ化することだが、規定又は国のスケジュールイメージと異なる対応をした場合にペナルティはあるのか。
- ・オンライン資格確認システム設計に沿って限度額適用認定証の交付等に関する取扱基準を定めているため、短期証等廃止後のシステム設計変更内容について、「〇期滞納がある状況が〇カ月続いた場合、医療機関等窓口の端末に限度額適用区分を表示しないこととする。」のように具体的かつ早めにご提示いただきたい。
- ・収入状況、資産が掴めず、多忙で来庁もできない等、まともな折衝ができずに保険証更新時に少額納付をするような被保険者は短期証が廃止となれば事実上の放免になり、今後の折衝の見込みがなくなると思われる。
- ・世帯主課税であるため、擬主の場合に折衝や財産の差押えに弊害が起きる場合がある。家族構成の多様性に対応すべく、財産・所得の高い構成世帯員の課税や個人賦課も選択肢になるよう国に働きかけてほしい。

Kanagawa Prefectural Government

18

今後の対応・課題等について

① 特別療養費に変更する旨の事前通知について

- 特別療養費支給規定の改正は、マイナバー法等の一部改正により資格証明書の発行がなくなったことに対応するもので、滞納者対策の強化や変更を目的としたものではない。
- 従って、国は保険者に対して、特別療養費に変更する旨の事前通知に先立ち、従前の資格証明書の目的や発行手続きを踏まえ、滞納者との接触の機会を確保を図し「特別な事情」を把握することを求め、法律において、保険料の納付勧奨や相談等の納付に資する取組を行うことを要件としたところである。
- この取組みについては、国が「特別療養費の支給までの事務フロー」を作成して市町村に提示することを検討しているが、現時点では事務フローは示されておらず、また、改正法の政令、省令も未だ公布されていない状況である。
- 各保険者では、特別療養費の支給に至る前に、滞納者との接触の機会の確保と「特別な事情」の把握にむけ、財産調査・差押処分の取組み（電子照会による財産調査の導入、滞納整理事務の税務主管課への移管など）をはじめ、滞納者の自主的な行動（納付や申し出等）を促す取組みを強化していく必要がある。

Kanagawa Prefectural Government

19

今後の対応・課題等について

② 「特別の事情」の認定について

- 特別療養費支給（変更）対象者及び限度額適用認定証発行除外対象者から除外する保険料の滞納につき、災害その他の政令で定める「特別の事情」の認定については、国保運営方針において、次のとおりその取扱いを定めている。

国保運営方針（抜粋）

- ・特別療養費支給（変更）対象者や限度額適用認定証発行除外者と認定するに際しては、「特別の事情」の有無の把握を事前に行うこととする。
- ・財産調査は「特別の事情」を有効かつ客観的、効率的に把握できる手段であることから、滞納が長期化する前に取り組むよう努めることとする。
- ・当該被保険者が通院または入院の事実により、一部負担金の支払いが困難である旨の申し出があった場合には、「特別の事情」に準ずる状況と認定する。

- 上記の取扱いについては改正法の施行後も引き続き実施するものとし、「特別の事情」の把握に努めるよう留意すること。

Kanagawa Prefectural Government

20

今後の対応・課題等について

③ 施行日時点で短期証・資格証明書を所持している者の取扱い

- 国が示した（案）によると、施行日時点で短期証や資格証明書が交付されている者についても、令和6年12月2日の施行以後は改正後の国保法が適用され、納期限から原則1年を経過しており、省令で定める保険料納付に資する取組を行ってなお保険料を納付しないことが特別療養費の事前通知等の要件であり、機械的に事前通知等の対象とすることは法令違反となるおそれがある、としている。

- 経過措置を定めた改正法附則第16条では、有効期間経過までの間は、施行前に交付された被保険者証又は被保険者資格証明書の取扱は「なお従前の例による」とされていることから、有効期限までは、交付された資格証明書による特別療養費は支給される。

- 一方で、既に資格証明書を交付している世帯が、令和6年12月2日以降に住所変更等により資格証明証の記載事項に変更が生じた場合などには、改正後の国保法に基づいて、省令で定める保険料納付に資する取組を行ってなお保険料を納付しないことを確認のうえ、特別療養費の支給に変更する旨の事前通知を行う必要があるとなると、事務負担の増加につながるおそれがある。

Kanagawa Prefectural Government

21



資料 3

預貯金口座に振り込まれた差押禁止財産の取扱いについて

令和6年5月20日 令和6年度第1回国民健康保険協議会専門部会（保険料）

神奈川県医療保険課

Kanagawa Prefectural Government

目次

- 1. 入出金状況の調査の確実な実施**
- 2. 差押禁止債権等が振り込まれた預貯金口座に係る預貯金債権の差押え**
 - (1)実質的に差押禁止債権等を差し押されたものと同視され得る場合
 - (2)給料等が振り込まれた預貯金口座に係る差押可能金額の算出方法
- 3. 上記を踏まえた滞納処分業務フロー図（案）**

県からお示しする案について、各市町村での運用面等で支障・課題等があるか、ご意見をお聞かせください。

Kanagawa Prefectural Government

国税庁指示（R2.1.31）について

- 差押禁止債権の振込みによって生じた預金債権は、原則として、差押禁止債権としての属性を承継しない。（最高裁平成10年2月10日判決）
- 上記の最高裁判決は「民事執行法による預金差押判決」であり、その解釈を、租税債権の滞納処分における預金債権の差押えについても妥当するものと判断することはできない。
- 預金債権に対する差押処分が、実質的に差押えを禁止された給料等の債権を差し押されたものと同視することができる場合には、差押禁止の趣旨に反するものとして違法となる。
(大阪高裁令和元年9月26日判決)
⇒この判決を踏まえ、令和2年1月31日付け国税庁徴収部長指示「差押禁止債権が振り込まれた預貯金口座に係る預貯金債権の差押えについて」が発出された。

Kanagawa Prefectural Government

2

1. 入出金状況の調査の確実な実施（R2.1.31国税庁徴収部長指示）

- 預貯金債権の差押えに当たっては、国税徴収法第76条の給料等（同法第77条の社会保険制度に基づく給付を含む。）又は児童手当等の法律上差押えが禁止されている給付（「差押禁止債権等」）の振込みの有無を確認する。
- 給料等：給料、賃金、俸給、歳費、退職年金及びこれらの性質を有する給与に係る債権
- これらの性質を有する給与に係る債権：役員報酬、超過勤務手当、扶養家族手当、宿日直手当、通勤手当等を言う。

Kanagawa Prefectural Government

3

2. 給料等が振り込まれた預貯金口座に係る差押可能金額の算出方法

(1) 実質的に差押禁止債権等を差し押されたものと同視され得る場合

○原則：差押禁止債権等が金融機関の預貯金口座に振り込まれたことにより生じた預貯金債権は、差押禁止債権等としての属性を承継するものではないことから、その全額を差し押さえることができる。

○ただし、実質的に差押禁止債権等を差し押されたものと同視され得る場合には、その差押禁止部分について、差押禁止の趣旨に反し違法と判断されるおそれがある。

⇒当該預貯金債権のうち、差押可能部分以外の部分については、差押えを行わない。

Kanagawa Prefectural Government

4

2. 給料等が振り込まれた預貯金口座に係る差押可能金額の算出方法

(2) 差押禁止債権等が振り込まれた預貯金口座に係る預貯金債権の差押え

○差押可能金額：当該預貯金口座に振り込まれた給料等の振込額から当該給料等に係る差押禁止額を控除して算出する。

○差押禁止額は、給料等については所得税、地方税及び社会保険料等につき源泉徴収等がされた後の金額が振り込まれることから、国税徴収法第76条第1項第4号及び第5号の金額の合計額又は同条第4項第3号及び第4号の金額の合計額となる。

○緊急事案等で差押禁止額の算定の基礎となる滞納者の現況等を把握できない場合は、把握可能な情報を基に差押禁止額を算出して差し支えない。この場合は、差押え後に必要な調査を行うこととし、その差押えが上記差押可能金額を超えていると認められるときは、その部分の差押解除（国税徴収法第152条第2項等）をするなど、適切に対応する。

Kanagawa Prefectural Government

5

3. 滞納処分業務フロー図(案)

原則

差押禁止債権等の振込みのみ
または
実質的に差押禁止債権等を差し押されたものと同視される場合



差押禁止額(※)を控除して差押

(※)徴収法第76条第1項第4号及び第5号の金額の合計額
または徴収法第76条第4項第3号及び第4号の金額の合計額

課題

- 差押禁止債権等の把握はどのように行うか。
- 差押禁止債権等が把握できない場合（不明な場合）はどうするのか。
- 振込みされた報酬や売掛金債権を差押禁止債権等の範囲に加えるか。
- 給与債権等以外の振込みについて、必要な生計費相当分をどのように考えるか。

Kanagawa Prefectural Government

6

3. 滞納処分業務フロー図(案)

緊急事案（緊急的な債権確保が必要で滞納者の現況等を把握ができない場合）

差押禁止債権等の振込みのみ
または
実質的に差押禁止債権等を差し押されたものと同視される場合



差押禁止額を控除しない（全額差押）

差押後に必要な調査を行う

滞納者より申出等により差押禁止債権等を把握

差押禁止債権を把握できない



一部解除・一部取立



一定の日数（10日程度）間隔を置き取立

課題

滞納者からの申出勧奨をすべきか？

Kanagawa Prefectural Government

7

4. 今後について

- 今回の専門部会の資料・皆様からお伺いしたご意見・質疑については、事務局にてとりまとめ、県内市町村の皆様へ共有
- 本日お伺いしたご意見を踏まえ、県方針案を検討し、令和6年6月7日（金）に開催予定の国保協議会にて情報共有